

市第15号議案

横浜市公告式条例の一部改正

横浜市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市公告式条例の一部を改正する条例

横浜市公告式条例（昭和25年 8 月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「署名しなければ」を「署名（地方自治法第16条第 4 項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければ」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、条例の公布に必要な市長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置により行うことができるようにするため、横浜市公告式条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公告式条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（条例の公布）

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月
日を記入して市長が署名（地方自治法第 16 条第 4 項の総務省令で
署名しなければ
定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。

（第 2 項省略）